

(仮称)相模大野4丁目計画(伊勢丹相模原店跡地)に係る 公聴会の開催及び公述人の募集について

野村不動産株式会社により伊勢丹相模原店跡地にて計画されている「(仮称)相模大野4丁目計画」(高層建築物の建設)について、相模原市環境影響評価条例(平成26年相模原市条例第33号)第29条第1項の規定による公聴会を開催します。公聴会の開催概要及び公述の申出の方法等については次のとおりです。

1 開催日時

令和3年10月15日(金) 午後6時から

2 開催場所

相模原南市民ホール ホール

3 公聴会に出席して意見を述べることができる者の要件

- (1) 対象地域(※)内に居住する者
- (2) 対象地域内で農業、林業、漁業等に従事する者
- (3) 対象地域内に事務所又は事業場を有する者又は法人以外の団体(法人以外の団体にあつては、定款その他の規約により代表者が定められているものに限る。)

(※) 対象地域の範囲

旭町、上鶴間1丁目、上鶴間6丁目、上鶴間本町1～4丁目、相模大野1～9丁目、東林間1丁目、文京1丁目、文京2丁目、南台1丁目、南台2丁目、豊町、若松3丁目

4 公述の申出の方法及び期間

令和3年9月29日(水)必着にて、直接持参、郵送又は電子メールで環境政策課に必要書類の提出。

※必要書類等、公述の申出に係る詳細は、市ホームページにて案内しております。

5 その他

- ・公聴会の傍聴はどなたでも可能です(事前申込は不要です)。
- ・公述の申出が無かった場合、公聴会は中止となります。

問合せ先

環境経済局環境共生部環境政策課

直通電話042-769-8240